

2024年2月29日

各位

未利用口座管理手数料の新設について

長崎銀行（頭取：開地 龍太郎）は、長期間ご利用のない預金口座（以下、「未利用口座」）を対象に、未利用口座管理手数料を新設しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景・目的

未利用口座管理手数料は、不正や犯罪に利用されやすい未利用口座の削減に取り組むことで、犯罪の被害を防止するとともに、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図るため新設するものです。また、本件取り組みを通じて、未利用口座をお持ちのお客さまに改めて口座のご利用の再開、さらには今後の恒常的なご利用をお願いするものです。

当行では、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
未利用口座の対象となる口座	普通預金口座・貯蓄預金口座・決済用普通預金口座で、最終のお取引（入出金等）から2年以上お取引のない口座 ※2024年3月31日以前に開設された口座を含みます。 ※対象となるお客さまには、事前に書面によるご案内を郵送いたします。ただし、以下の口座は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none">・残高が10,000円以上の口座・お借入れの返済用口座・預り金融資産（投資信託等）の指定口座
手数料の金額	年間1,320円（消費税込み）
手数料引落日	毎年4月5日（休日の場合は翌営業日） （毎年4月5日時点で2年以上お取引のない口座が対象）
口座の自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落しを行い、当該口座を自動的に解約します。
初回の手数料引落日 および自動解約日	2025年4月7日（月） ※2023年4月8日以降、2年以上お取引のない口座が対象です。

3. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、2024年4月1日（月）より以下のとおり預金規定を改定いたします。

「未利用口座管理手数料」条項の新設

普通預金・貯蓄預金共通規定

18. 未利用口座管理手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (5) 当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業統括部 ついき 築城

TEL : 095-828-0512